

平成26年9月5日
改定 平成30年3月26日
改定 令和3年7月20日
改定 令和8年3月19日

せんだい
**川内地域の緊急時対応
(全体版)**

せんだい
川内地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.2
2. ^{せん だい} 川内地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZの施設敷地緊急事態における対応	P.26
5. PAZの全面緊急事態における対応	P.41
6. UPZにおける対応	P.52
7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制	P.97
8. 緊急時E二リング®の実施体制	P.109
9. 原子力災害時の医療等の実施体制	P.117
10. 国の実動組織の支援体制	P.128

1. はじめに

この「^{せんだい}川内地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した^{せんだい}川内地域原子力防災協議会において、九州電力株式会社^{せんだい}川内原子力発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む鹿児島県及び関係市町の地域防災計画・避難計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

川内地域原子力防災協議会の構成員

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、川内地域においても「川内地域原子力防災協議会」が設置された。

川内地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官(防災担当)
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房自然災害等対策総括官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
鹿児島県副知事

オブザーバー

薩摩川内市
いちき串木野市
阿久根市
鹿児島市
出水市
日置市
始良市
さつま町
長島町
九州電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置

2. せんだい川内地域の概要

原子力災害対策重点区域の概要

- ▶ 鹿児島県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所から概ね半径5kmを目安とするPAZ、発電所から概ね半径5~30kmを目安とするUPZの対象地区名を明らかにしている。
- ▶ 川内地域における原子力災害対策重点区域は、PAZは薩摩川内市、UPZは7市2町にまたがる。



<概ね半径5km>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故等も踏まえ、放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

1市(薩摩川内市)

住民数:3,617人※

<概ね半径5~30km>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、

阿久根市、鹿児島市、出水市、

日置市、始良市、さつま町、長島町)

住民数:187,312人※

※ 人口は、令和7年4月1日現在

出典:地理院地図(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布

➤ PAZ内人口は3,617人、UPZ内人口は187,312人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で190,929人。

関係市町名	PAZ内		UPZ内		合計	
	(概ね半径5km)		(概ね半径5～30km)			
さつ せんだい し 薩 摩 川 内 市	3,617人	2,138世帯	83,134人	42,182世帯	86,751人	44,320世帯
くしきのし いちき串木野市			25,551人	13,114世帯	25,551人	13,114世帯
あ く ね し 阿 久 根 市			18,006人	9,617世帯	18,006人	9,617世帯
か ご し ま し 鹿 児 島 市			685人	420世帯	685人	420世帯
い ず み し 出 水 市			20,545人	10,039世帯	20,545人	10,039世帯
ひ お き し 日 置 市			24,924人	11,953世帯	24,924人	11,953世帯
あ い ら し 始 良 市			2人	2世帯	2人	2世帯
さ つ ま ちょう さ つ ま 町			13,717人	7,193世帯	13,717人	7,193世帯
ながしまちょう 長 島 町			748人	384世帯	748人	384世帯
合計	3,617人	2,138世帯	187,312人	94,904世帯	190,929人	97,042世帯

昼間流出入人口（就労者等）の状況

- 令和2年国勢調査によれば、^{さつませんだいし}薩摩川内市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約8,000名／日。
- 令和3年経済センサスによると、252事業所、約3,900人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車を通勤手段としている。

	他地域からの 流入人口(人)	他地域への 流出人口(人)	差引増△減(人)
^{さつませんだいし} 薩摩川内市	7,915	6,490	1,425

※ 令和2年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

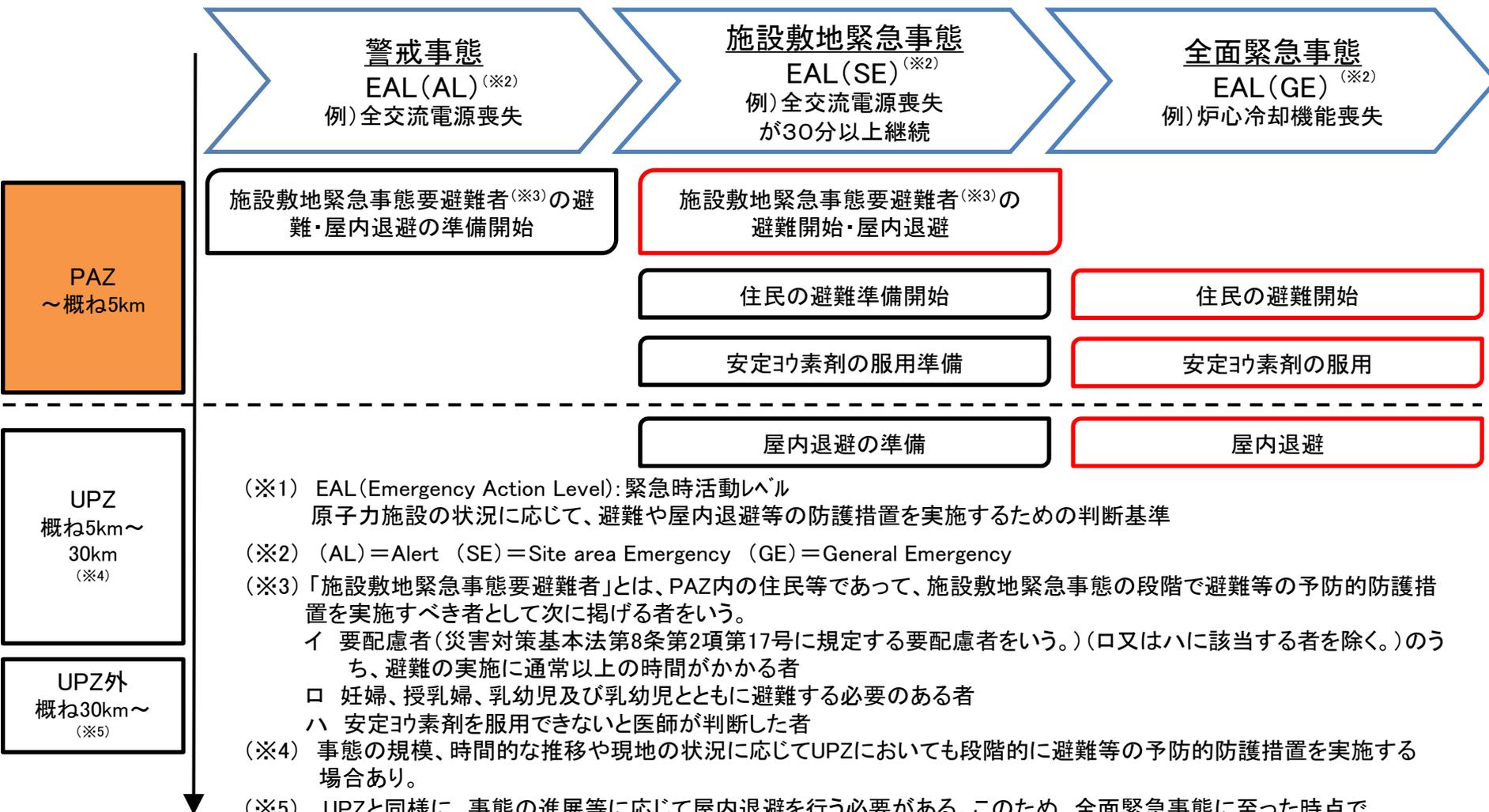
PAZ対象地区	事業所数	従業者数(人)
そうろう 滄 浪	36	1,218
よりた 寄 田	4	32
みずひき 水 引	166	2,141
みねやま 峰 山	46	541
合 計	252	3,932

※ 令和3年経済センサス-活動調査 町丁・大字別集計(総務省・経済産業省)から各地区の町内の事業所、従業者数を計上。

3. 緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル：EAL^(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

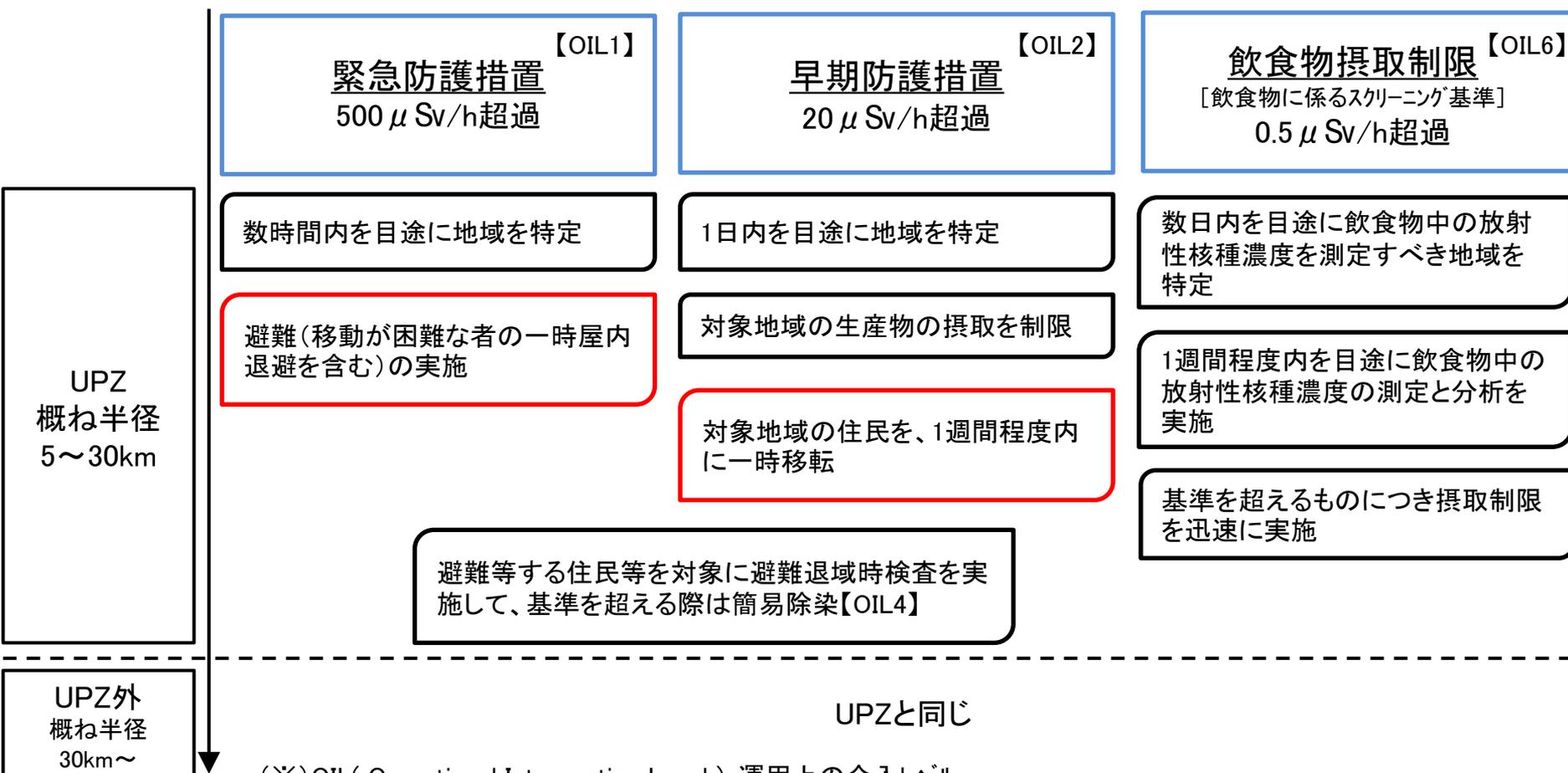
(※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
 イ 要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
 ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
 ハ 安定ヨ素剤を服用できないと医師が判断した者

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZにおいても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZと同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
 放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

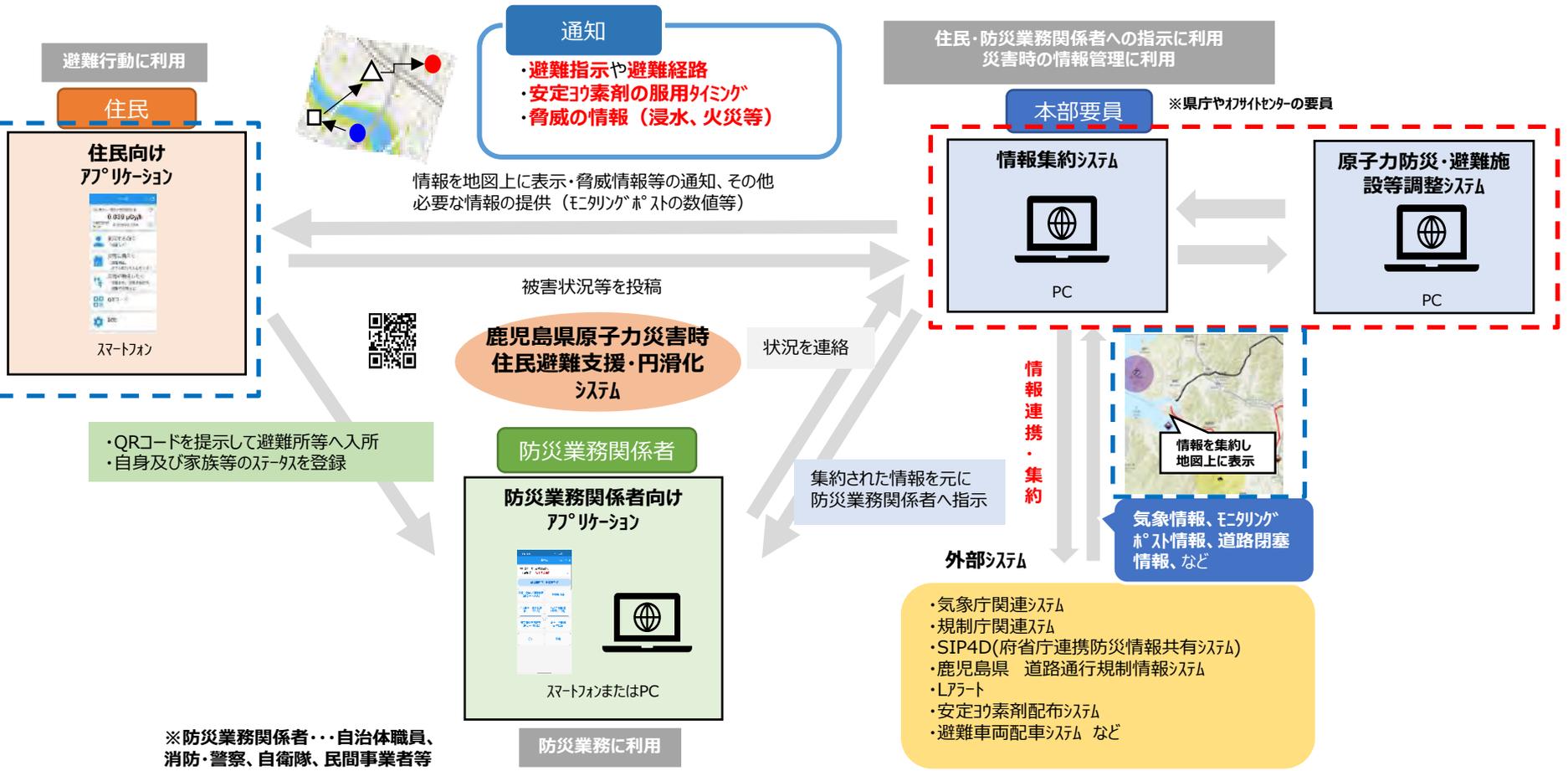
鹿児島県及び関係市町の対応体制

- ▶ 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置し、鹿児島県は現地災害対策本部を鹿児島県原子力防災センターに設置。
- ▶ 災害対策本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- ▶ 警戒事態に至らないような事故や薩摩川内市で震度5弱以上の地震の発生を認知した場合等には、鹿児島県及び関係市町は災害警戒本部の設置等、異常事象に対処する体制をとる。



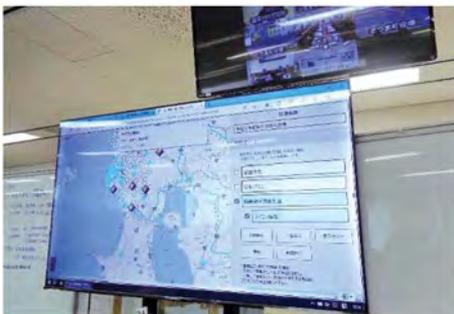
住民避難支援・円滑化のためのシステム①

➤ 鹿児島県では、原子力災害時における住民避難等をより円滑にするため、原子力災害発生時に、防災業務関係者が必要とする様々な情報を自動で集約し、管理・共有することでより迅速な避難支援活動を行うことができるシステムとして、「鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」を整備。



住民避難支援・円滑化のためのシステム②

- 鹿児島県では、スマートフォン対応の鹿児島県原子力防災アプリを活用して「鹿児島県原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」が集約した原子力災害における避難情報などを住民が閲覧できるようにした。
- QRコードを活用して、避難所などでの手続を円滑に実施することができるようにした。



鹿児島県原子力防災アプリ画面



必要な情報の伝達・収集



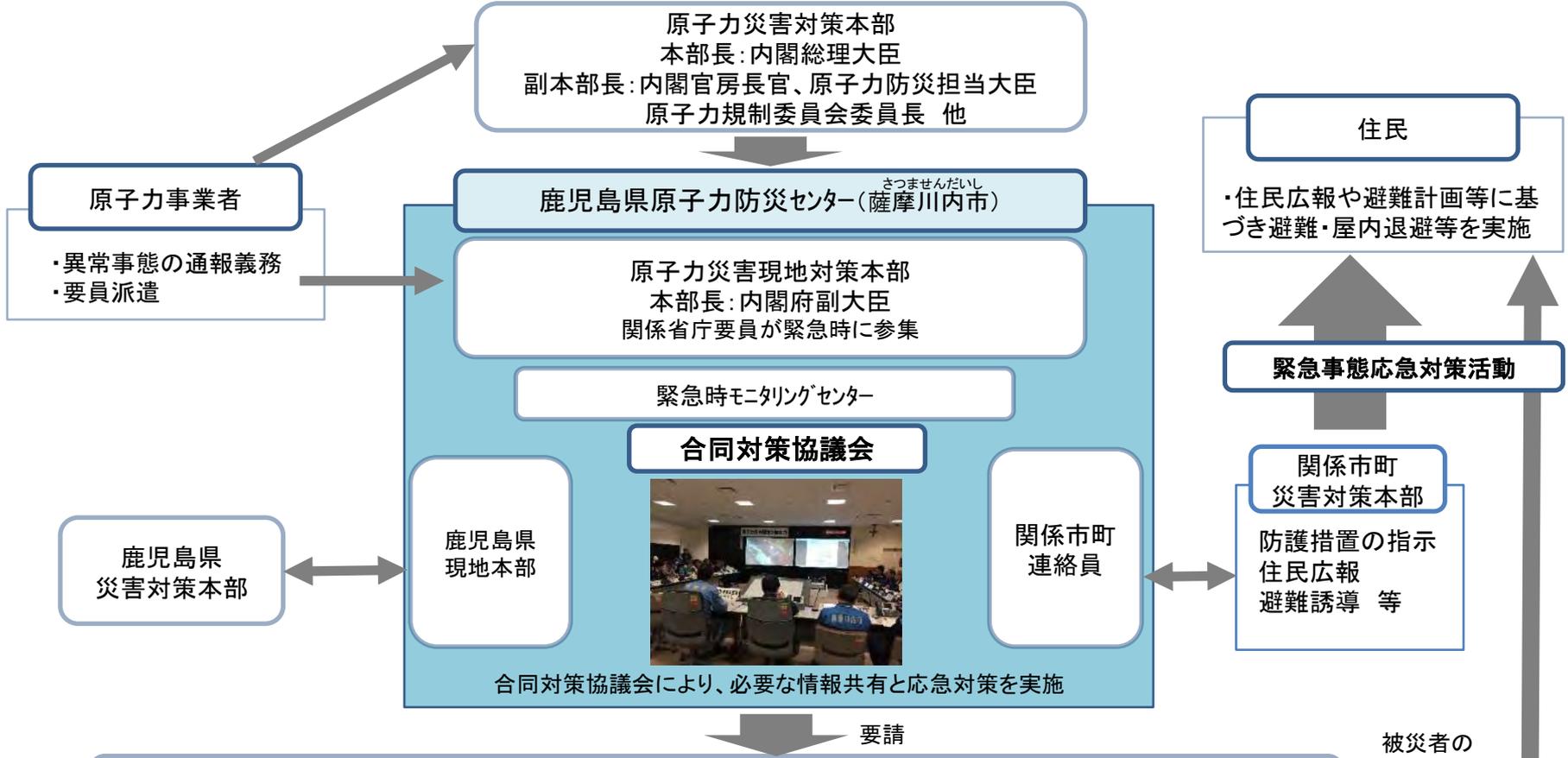
仮QRコードを用いた受付 (安定ヨウ素剤配布)



原子力防災アプリによる受付(イメージ)

国の対応体制

- 薩摩川内市さつませんだいしにおいて震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、鹿児島県原子力防災センター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を鹿児島県原子力防災センター等へ派遣するとともに緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



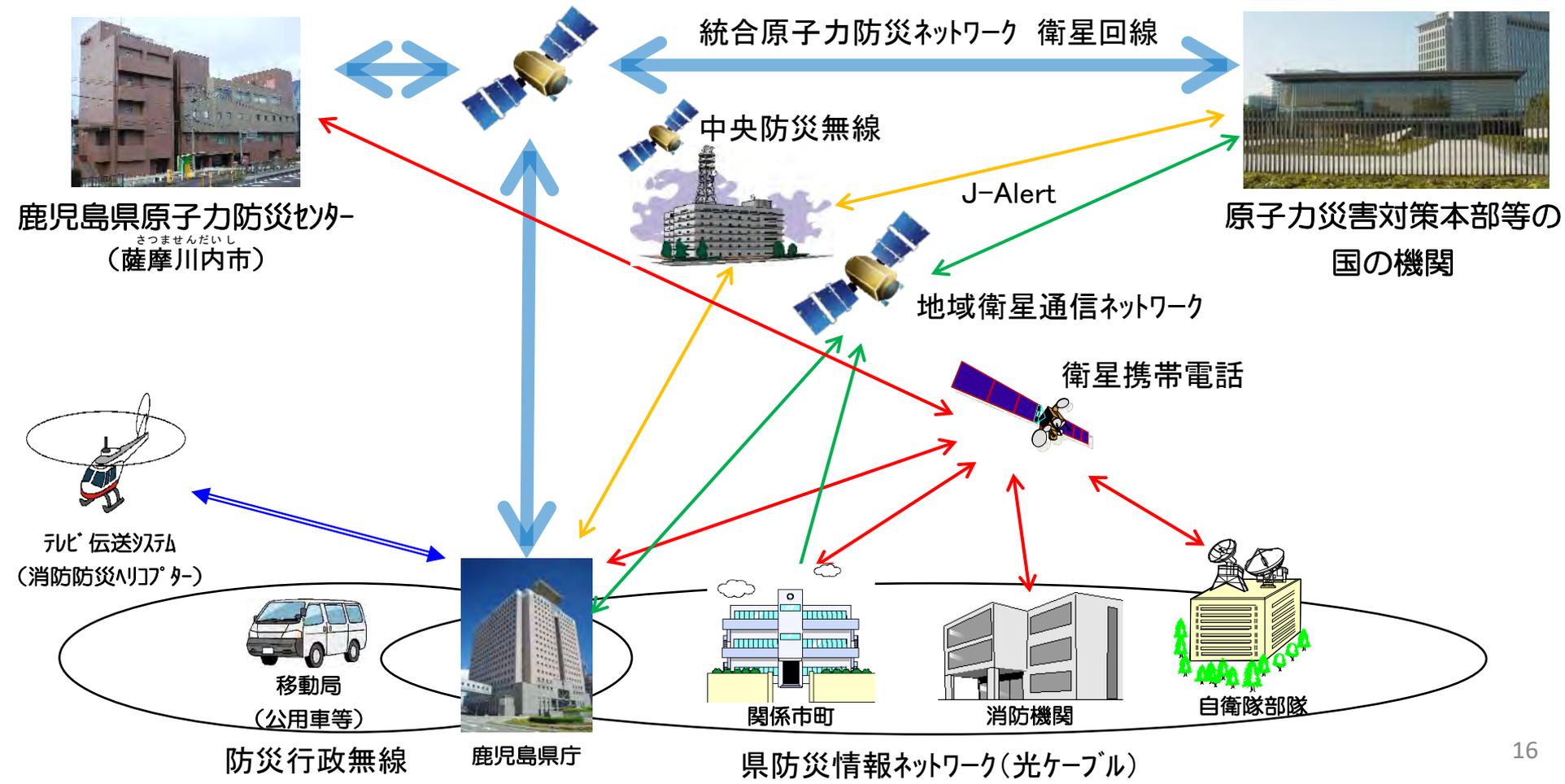
- 実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）
- 指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等）

被災者の
救援等の支援

連絡体制の確保

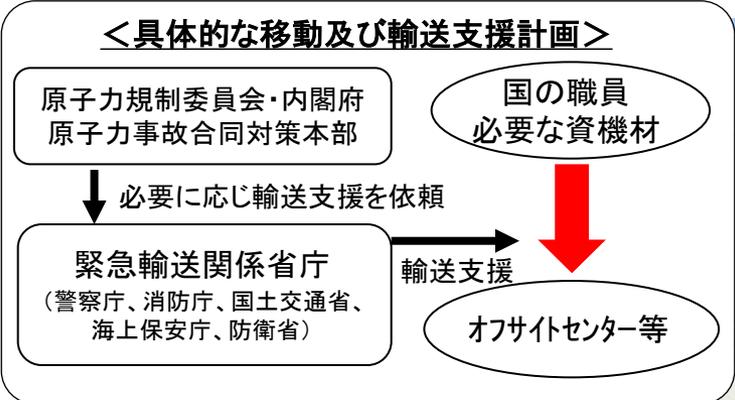
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているテレビ会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



国の職員・資機材等の緊急搬送

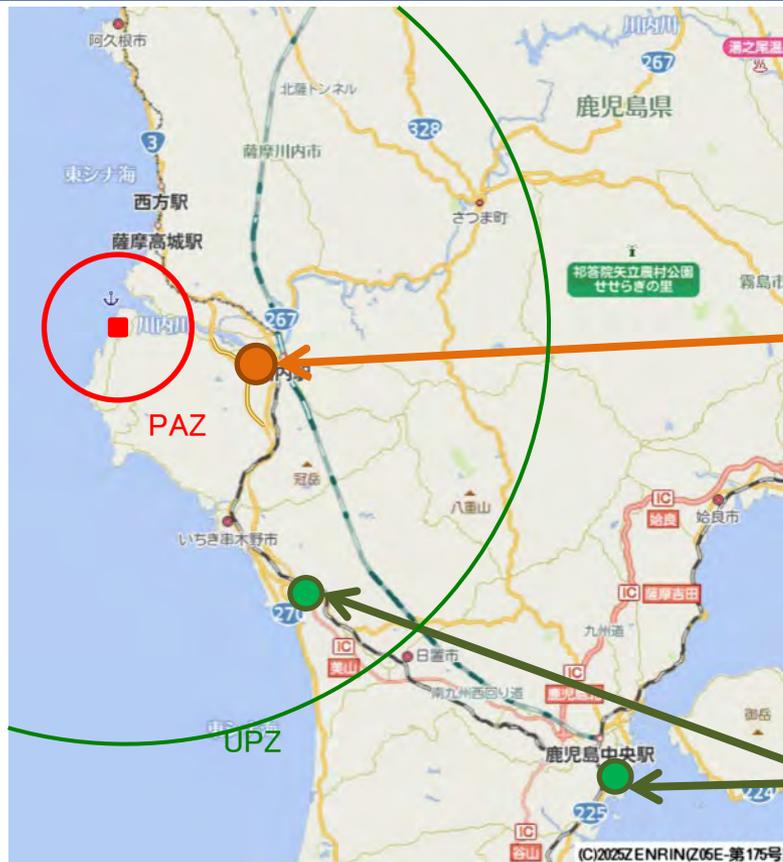
- 施設敷地緊急事態発生 の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を鹿児島県原子力防災センター及び鹿児島県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。



鹿児島県原子力防災センターへの派遣(警察、自衛隊による輸送支援の一例)
 環境省・内閣府～入間基地～鹿児島空港～川内駐屯地～鹿児島県原子力防災センター

鹿児島県原子力防災センターの放射線防護対策・電源対策等

- ▶ 鹿児島県原子力防災センターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造で、本館は5階建て、別館は6階建ての構造。
【電源対策】・無停電電源装置、非常用発電機(7日間分の電源を確保)を設置。
 - ・非常用発電機の燃料不足時には、九州電力(株)が継続して燃料補給を実施。
- ▶ 令和5年12月に別館を増築し、拠点機能を強化。
【放射線防護対策】整備済みの放射性物質除去フィルター、換気設備、除染設備に加え、除染室を拡大。
【原子力災害対応の円滑化】プレスルームや参集要員の仮眠室及び食事・休憩スペース等を整備。
【雷害対策】避雷針の設置等の既存の対策に加え、令和8年度中に誘導雷等の対策を実施予定。



鹿児島県原子力防災センター
〔放射線防護対策設備、無停電電源装置、非常用発電機を設置〕
(発電所からの距離約11km)

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、
代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 鹿児島県消防学校(日置市): 発電所から約24km
(放射線防護対策設備及び非常用発電機を設置)
- 鹿児島県庁庁舎(鹿児島市): 発電所から約46km
(非常用発電機を設置)

住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、原子力防災アプリ、テレビ・ラジオ、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞

原子力災害対策本部
(首相官邸)

テレビ会議等を活用し
迅速に情報伝達

鹿児島県・関係市町

情報伝達

住民



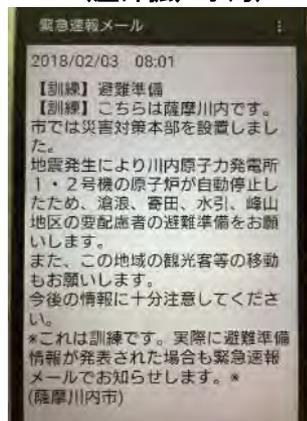
防災行政無線
(屋外拡声子局)



防災行政無線
(薩摩川内市からの発信)



防災行政無線
(戸別受信機)



緊急速報メールサービス(イメージ)



広報車



鹿児島県原子力防災アプリ

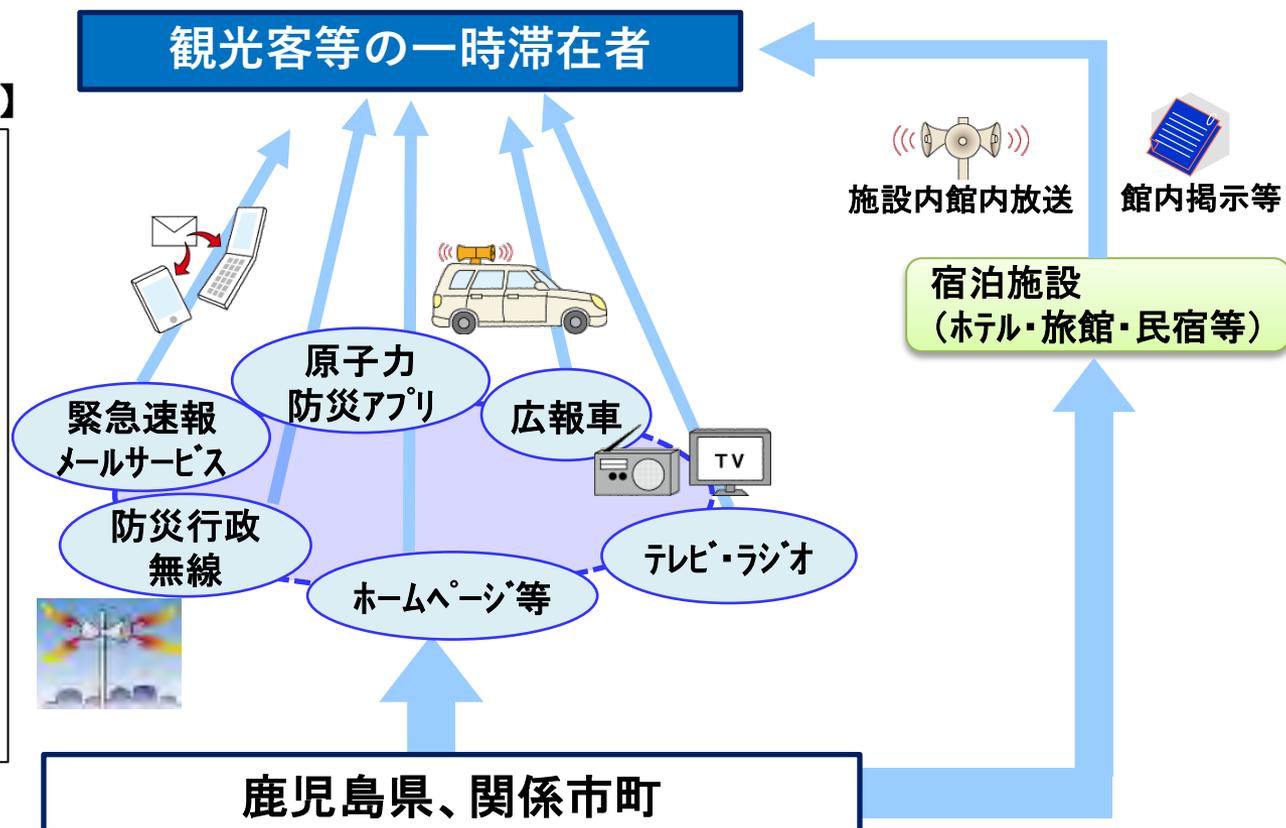
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 鹿児島県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行う。
- 帰宅等の呼びかけは、鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、原子力防災アプリ、テレビ・ラジオ、ホームページ等により観光客等一時滞在者に伝達(19ページと同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 〇〇:〇〇
緊急情報
(〇〇市・町)からのお知らせです。
先ほどの地震による影響について、
川内原子力発電所の安全確認を
行っています。現在、放射性物質の
放出は確認されていませんが、今後、
避難等を行っていただく可能性が
あります。観光客等一時滞在者の皆様
は、速やかに自宅や宿泊先に戻る
などしてください。住民の皆様も、現
在のところ避難や屋内退避を行う必
要はありません。県や市町の情報に
注意し、落ち着いて行動してください。



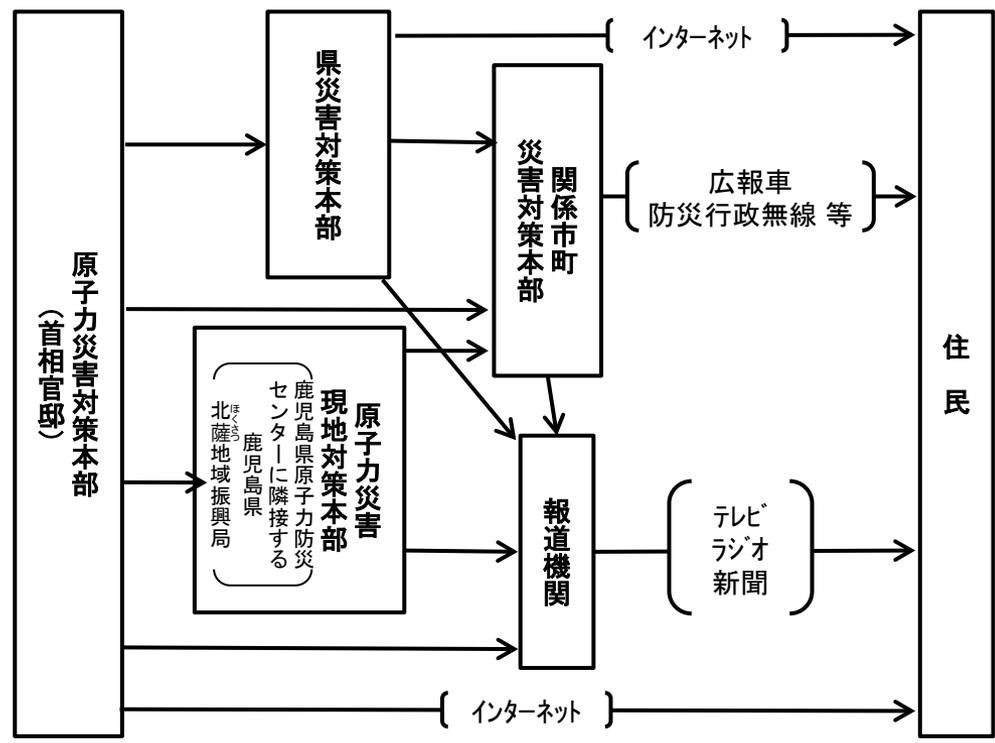
国の広報体制

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、鹿児島県原子力防災センターに隣接する鹿児島県北薩^{ほくさつ}地域振興局において実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、鹿児島県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 鹿児島県原子力防災センターでは、鹿児島県及び関係市町の問合せ対応を支援。

鹿児島県及び関係市町における対応

- 鹿児島県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（九州電力（株））における対応

- 原子力事業者（九州電力（株））は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

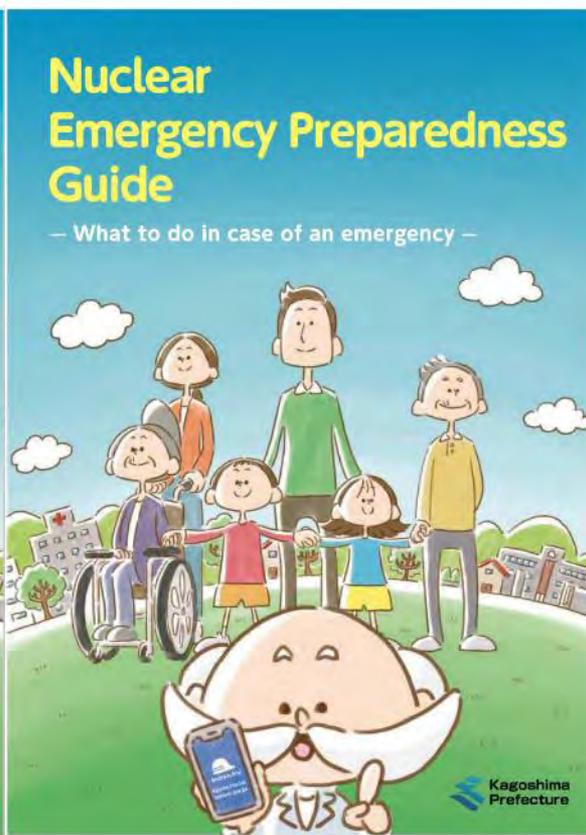
- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | |

様々な住民等に向けた「原子力防災のしおり」の作成

- 鹿児島県では、原子力災害の特殊性や災害発生時にとるべき行動と留意点などについて、わかりやすくまとめた「原子力防災のしおり」を鹿児島県ウェブサイトに掲載。
- 視覚障害者の方向けの拡大文字版・音声版、外国の方向けの外国語版(英語・中国語・韓国語・ベトナム語)、小学生向け、一時滞在者(観光客等)向けのパンフレットも作成。



一般向け



外国語版(英語)



小学生向け

複合災害時の避難に係る基本的な考え方

1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定するなどの対策をとることとしている。
2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、海路避難や空路避難、屋内退避を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
3. さらに、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、実動組織が住民避難の支援を実施する。

複合災害時における対応体制

- 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合は、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行う連携体制を整え、複合災害発生時の体制を強化。
- 原子力災害時の避難経路の確保において、フィルタベントにより放射性物質の放出が予定されていて国が注意喚起を行うなど放射性物質の放出のおそれなどにより、道路管理者や民間事業者による道路啓開等が困難となった場合は、実動組織（警察組織・消防組織・自衛隊）に対して、各機関の役割や特長を踏まえ調整の上、人命救助のための通行不能道路の啓開作業、避難に係る支援（交通規制等）を必要に応じて要請する（133ページ参照）。

原子力災害対策本部

（対象：原子力災害）

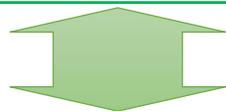
緊急（非常、特定）災害対策本部

（対象：自然災害）

本部
会議

- 両本部による合同会議の開催

意思決定の一元化



事務局
（現地組織含む）

原子力規制庁ERC等

- 原発事故の鎮圧
- 放射線モニタリング
- 原発周辺住民への避難等に関する調整

情報収集の一元化



- 相互にリエゾンの派遣
- 情報共有ネットワークの相互導入

内閣府庁舎等

- 地震等による被災状況の把握
- 被災者の救助
- 避難住民への支援

指示・調整の一元化

- 両本部から実動組織等への指示・調整の一元化
- 救助・救難活動や被災者支援の一元化

現場活動

実動組織等

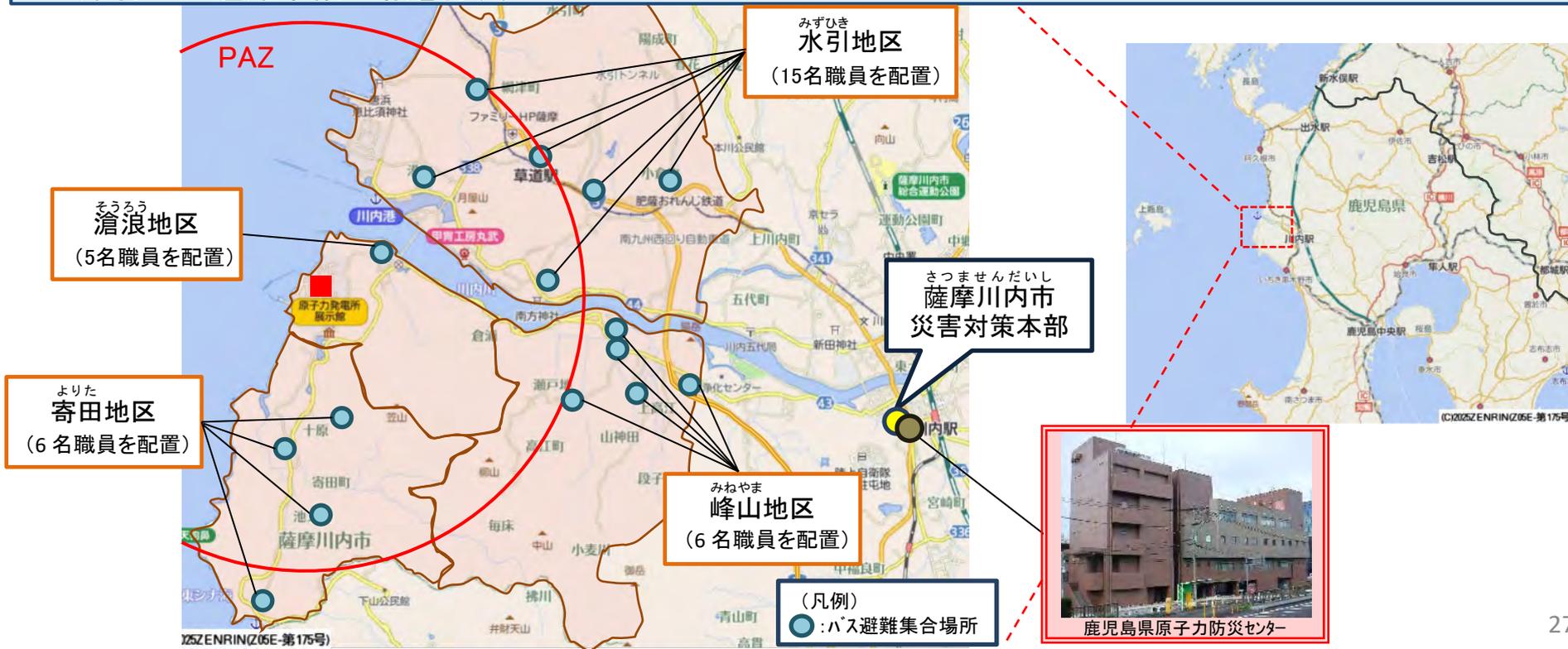
4. PAZの施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. 施設敷地緊急事態要避難者（医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者）について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校、保育所等の児童等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、施設敷地緊急事態になった時点で保護者への引渡しができなかった児童は、自治体や九州電力（株）が確保する移動手段で、避難を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、バス避難集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

かごしまけん さつませんだいし 鹿児島県及び薩摩川内市における初動対応

- 鹿児島県は、警戒事態が発生した段階で鹿児島県庁に県災害対策本部、鹿児島県原子力防災センターに県現地災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 薩摩川内市は、警戒事態が発生した段階で市役所に災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 鹿児島県及び薩摩川内市は、鹿児島県原子力防災センターに要員が参集し、オフサイトセンターの立ち上げを支援。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、鹿児島県及び薩摩川内市は、自家用車で避難ができない住民の避難用車両等の手配を開始するとともに、薩摩川内市PAZ内の住民が避難のために集合するバス避難集合場所を16箇所開設し、滄浪地区に5名、寄田地区に6名、水引地区に15名、峰山地区に6名の合計32名の職員を配置。
- 警戒事態になった場合、薩摩川内市、消防局、消防団等関係機関によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



薩摩川内市における住民への情報伝達

- 避難の対象となる4地区内のコミュニティセンター等を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- コミュニティセンター等へ派遣された薩摩川内市の職員は、IP無線及び緊急情報システム等により薩摩川内市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線、広報車等を活用し、住民に情報を伝達。
- 薩摩川内市、消防局、消防団等関係機関は、住民の避難の状況等を確認し、バス避難集合同所に派遣された市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所等、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は薩摩川内市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 医療機関・社会福祉施設、学校・保育所等、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部から実施



防災行政無線戸別受信機 (戸別に受信可能)



広報車

- 各コミュニティセンター等に派遣された薩摩川内市職員は、IP無線等を利用して、市災害対策本部と情報を共有



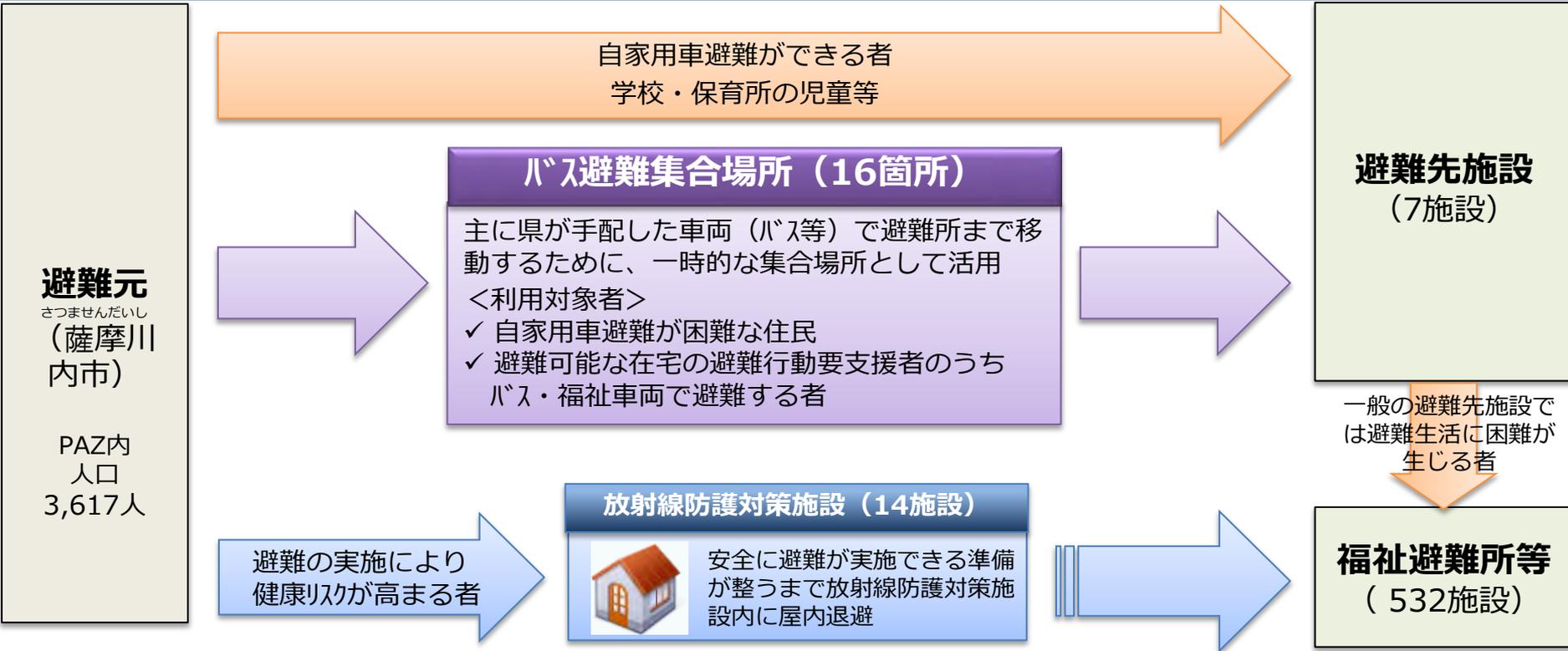
IP無線



緊急情報システム

PAZにおける避難体制

- 警戒事態で、薩摩川内市さつませんだいしは住民広報、バス避難集合場所や放射線防護対策施設の開設・開設要請を行い、鹿児島県は鹿児島県バス協会等に支援準備要請、避難先施設や福祉避難所等の開設準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、薩摩川内市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者のうち、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設への避難を開始。福祉避難所等へ移動が必要な者は、避難先施設で指定された近隣の福祉避難所等へ移動。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- 全面緊急事態で、薩摩川内市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難先施設へ移動。バス等により避難する住民は、バス避難集合場所に集合し、避難先施設へ移動。福祉避難所等へ移動が必要な者は、避難先施設で指定された近隣の福祉避難所等へ移動。

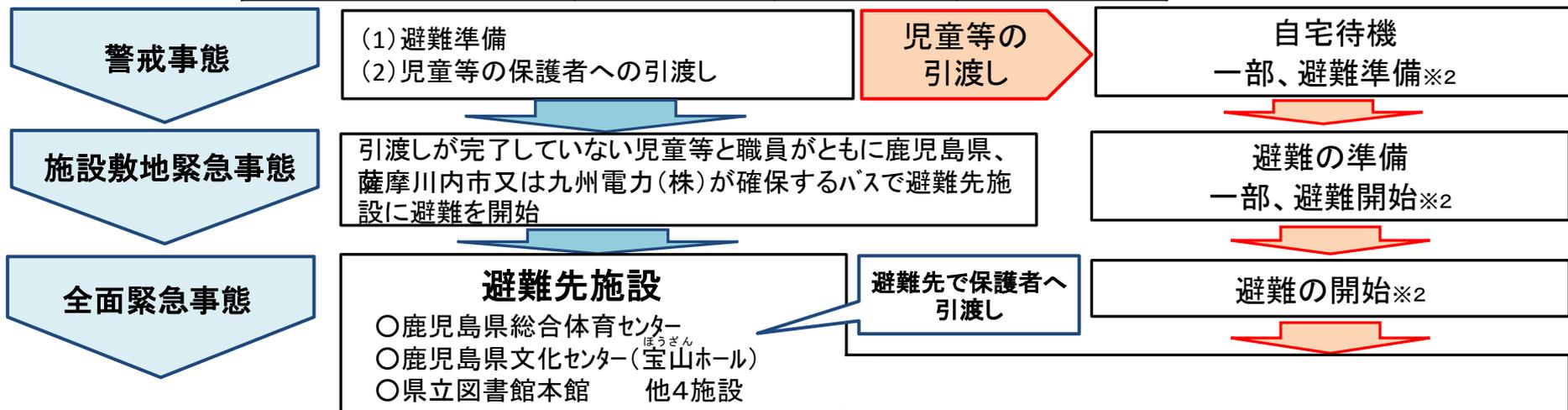


PAZの学校・保育所等の児童等の避難

- PAZの3つの小・中学校の児童・生徒(158人)及び3つの保育所等の幼児(96人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引渡しが完了していない児童等は、職員とともに鹿児島県、薩摩川内市又は九州電力(株)が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所等において避難計画を策定済。

学校・保育所等			
学校名	人数(人) ※1		
	児童等	職員	合計
水引 ^(みずひき) 小学校	79	16	95
峰山 ^(みねやま) 小学校	24	12	36
水引 ^(みずひき) 中学校	55	14	69
小計	158	42	200
水引 ^(みずひき) こども園	53	26	79
高江こども園	37	17	54
ナーサリールームOhana	6	5	11
小計	96	48	144
合計	254	90	344

※1
 ・小・中学校の児童・生徒の人数
 ・保育所等の幼児の人数
 いずれも令和7年4月1日現在



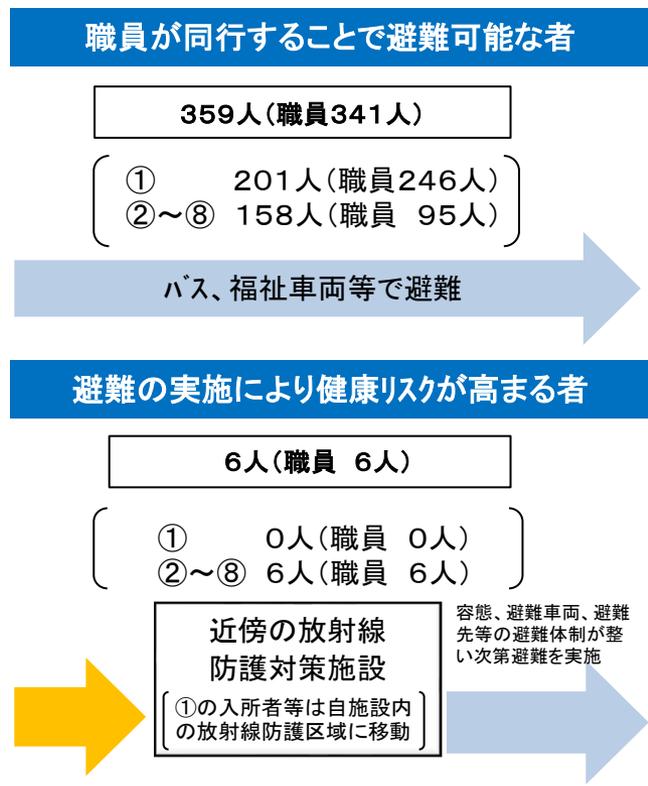
※2 上のフローのうち、警戒事態で保護者へ引き渡した保育所等の児童等については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始。

PAZの医療機関及び社会福祉施設の避難先

- PAZの医療機関及び社会福祉施設(8施設365人)の全てについて、施設ごとの避難計画を策定済みであり、UPZ外において、避難先を確保。
- 施設の入所者等のうち、職員が同行することで避難可能な者は、鹿児島県等にて確保した車両にて避難を開始。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者のうち、放射線防護対策施設の入所者等については、自施設内の放射線防護対策区域で屋内退避を実施。その他の放射線防護対策が講じられていない施設の入所者等については、近傍の放射線防護対策施設(14施設)に移動し、屋内退避を実施。その後、容態、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難を実施。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

避難元施設		
番号	施設種別 (放射線防護対策施設)	入所定員 病床数
①	病院	201
計 201人(職員数246人)		
番号	施設種別	入所定員 病床数
②	認知症高齢者 グループホーム	18
③	認知症高齢者 グループホーム	18
④	認知症高齢者 グループホーム	18
⑤	有料老人ホーム	16
⑥	障害者グループ ホーム	54
⑦	宿泊型自立 訓練施設	18
⑧	サービス付き 高齢者向け住宅	22
計 164人(職員数101人)		

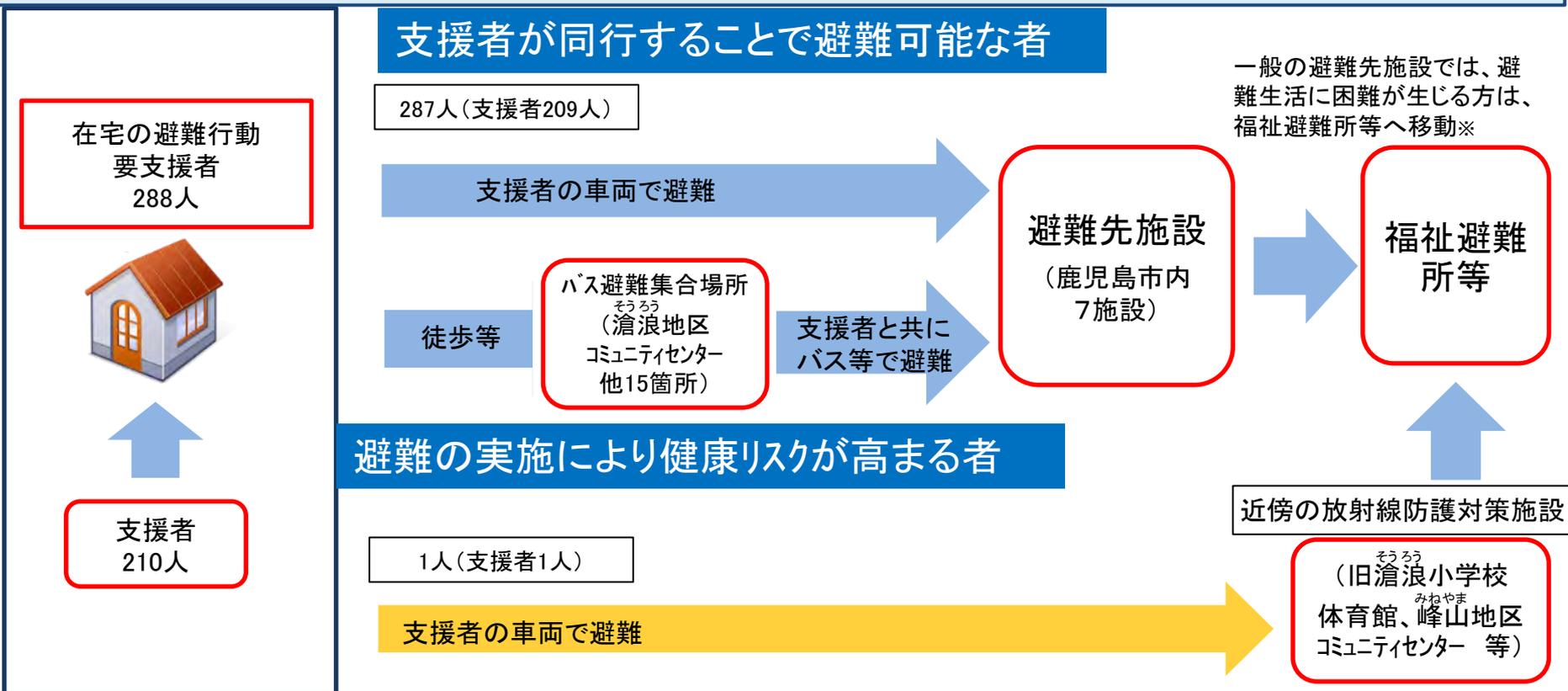
<PAZの8施設の入所者等の避難の考え方>



避難先施設			
避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	入所可能 人数
①	病院	鹿児島市(3) 姦良市(1)	1,066
計 1,066人			
避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	入所可能 人数
②	特別養護老人 ホーム	鹿児島市(2)	110
③	特別養護老人 ホーム	鹿児島市(2)	120
④	特別養護老人 ホーム	鹿児島市(2)	140
⑤	特別養護老人 ホーム	鹿児島市(2)	140
⑥	障害者 入所施設	鹿児島市(3)	110
⑦	特別養護老人 ホーム	霧島市(1) 伊佐市(1)	170
⑧	特別養護老人 ホーム	霧島市(1) 伊佐市(1)	170
計 650人			

PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- ▶ 在宅の避難行動要支援者は288人。うち、210人は避難時の支援者がいることを確認。残り78人については、支援者の確保に向け、薩摩川内市、民生委員等を通じて対応。
- ▶ 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバス等で避難先へ避難。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両で、安全に避難が実施できる準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ避難。



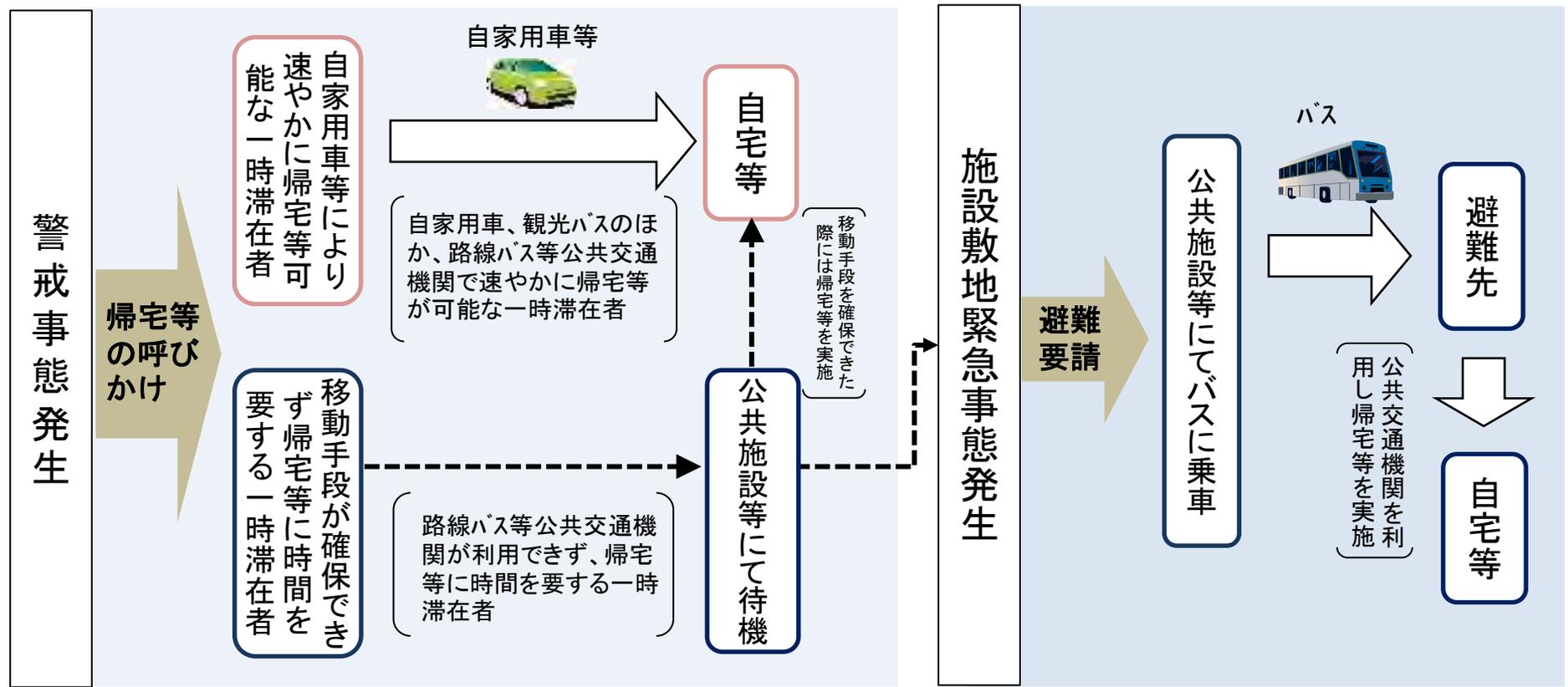
※ 避難行動要支援者の数は令和7年4月1日現在。

※ 県内福祉避難所(UPZを除く)532施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し決定

PAZ内の観光客等の一時滞在者の避難等

- 鹿児島県及び薩摩川内市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態となった時点で帰宅等と呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、公共施設等にて待機し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、公共施設等にて鹿児島県や薩摩川内市が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



PAZ内の観光客及び民間企業の従業者の数

- PAZの観光施設における入場見込人数は46人程度、民間企業（従業者30人以上）は21事業所（約2,300人）存在。

PAZの観光施設の状況

地区名	施設	入場見込人数(人) [※]
<small>そうろう</small> 滄浪地区	九州電力(株)川内原子力発電所展示館 <small>せんたい</small>	46

※ 入場ピーク月の入場者数を1日当りの平均値として按分した数であり、目安である。

PAZの民間企業（従業者30名以上）の状況（詳細）

地区	町・丁	事業所数	従業者数(人)
<small>そうろう</small> 滄浪地区	<small>ぐみぎきちよう</small> 久見崎町	4	1,008

地区	町・丁	事業所数	従業者数(人)
<small>みずひき</small> 水引地区	<small>みなとちよう</small> 港町	5	202
	<small>こくらちよう</small> 小倉町	2	63
	<small>みずひきちよう</small> 水引町	2	419
	<small>ゆしまちちよう</small> 湯島町	4	252
	<small>あつちちよう</small> 網津町	1	31
合計		14	967

地区	町・丁	事業所数	従業者数(人)
<small>みねやま</small> 峰山地区	<small>たかえちちよう</small> 高江町	3	321

合計：21事業所2,296人

- ※ よりた 寄田地区には、従業者30人以上の規模の事業所なし
- ※ 民間企業の従業者、通勤に使用する自家用車、バスで避難
- ※ 出典：令和3年経済センサス-活動調査 町丁・大字別集計（総務省・経済産業省）

施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数1,668人について、バス46台、福祉車両12台(ストレッチャー仕様1台、車椅子仕様11台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス	福祉車両※2 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※2 (車椅子仕様)	
学校・保育所等の児童等を避難先施設に輸送	344人 (児童等254人、職員90人) (6箇所)	8台	—	—	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・必要車両台数は、全ての児童等を保護者に引き渡せなかった場合に必要台数。保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。【30ページ参照】
医療機関及び社会福祉施設入所者等を避難先施設に輸送	700人 (入所者359人、職員341人) (8箇所)	16台	—	5台	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・放射線防護対策が講じられた施設入所者については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。【31ページ参照】
医療機関・社会福祉施設の入所者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	12人 (入所者6人、職員6人)	—	—	—	・放射線防護対策が講じられた病院施設入所者(447人(入所者201人+職員246人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため、車両は不要。【31ページ参照】
在宅の避難行動要支援者を避難先施設へ輸送	496人 (要支援者287人、支援者209人)	17台	—	6台	・複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定 ・支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少【32ページ参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	2人 (要支援者1人、支援者1人)	—	1台	—	・放射線防護対策施設に輸送【32ページ参照】
妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者を避難先に輸送	109人	4台	—	—	・複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定。
観光施設から避難する一時滞在者を避難先施設に輸送	5人	1台	—	—	・バス1台当り45人程度の乗車を想定。 ・1日あたりの観光施設の入場見込み人数46人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【34ページ参照】
合計	1,668人	46台	1台	11台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

※3 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護対策施設内に屋内退避(放射線防護対策施設から避難する場合には、別途車両の確保が必要)。

施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態に至った場合には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、九州電力(株)が配備する車両のほか、鹿児島県が「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」※1に基づき、県内のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

※1 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会(協力事業者26社)が、平成27年6月26日に締結

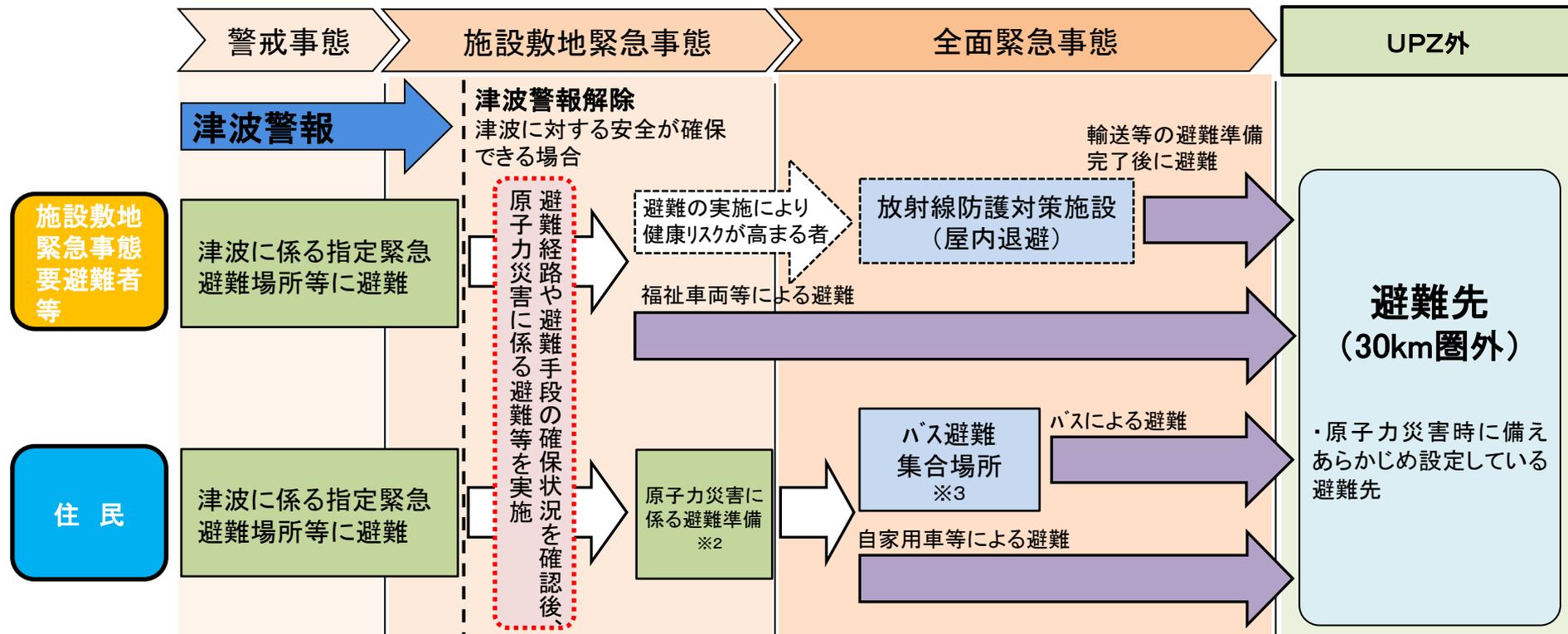
	確保車両台数			備考
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数	46台	1台	11台	
(B)車両確保台数	合計46台	合計1台	合計11台	
PAZ内の医療機関・社会福祉施設(B1)	2台	—	5台	PAZ内医療機関・社会福祉施設の保有車両台数 バス:2台 福祉車両(ストレッチャー):0台 福祉車両(車椅子):11台
九州電力(株)(B2)	7台	1台	6台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー):10台 福祉車両(車椅子):6台 ※バスは、地元バス会社所有
鹿児島県(協定に基づき調達) (B)－(B1)－(B2)	37台	—	—	保有車両台数 バス:約1,400台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

津波との複合災害時におけるPAZの防護措置

- 津波との複合災害時(津波警報または大津波警報の発表時)における避難行動では、住民の生命の安全確保を優先し、津波による人命へのリスクを回避するため、津波に係る指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難を実施。
- その後、施設敷地緊急事態や全面緊急事態に至った場合であっても、津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先。
- 津波警報解除等津波に対する安全が確保できる場合※1は、避難経路、避難手段、プラントの状況等を確認し、原子力災害時に備えあらかじめ設定している避難先へ避難を実施。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで近傍の放射線防護対策施設へ屋内退避を実施。

<施設敷地緊急事態で津波警報が解除された場合の例>



※1 津波警報等の発表中であっても、津波の影響を受けずに避難等の実施が可能であれば、原子力災害に係る避難等を実施。

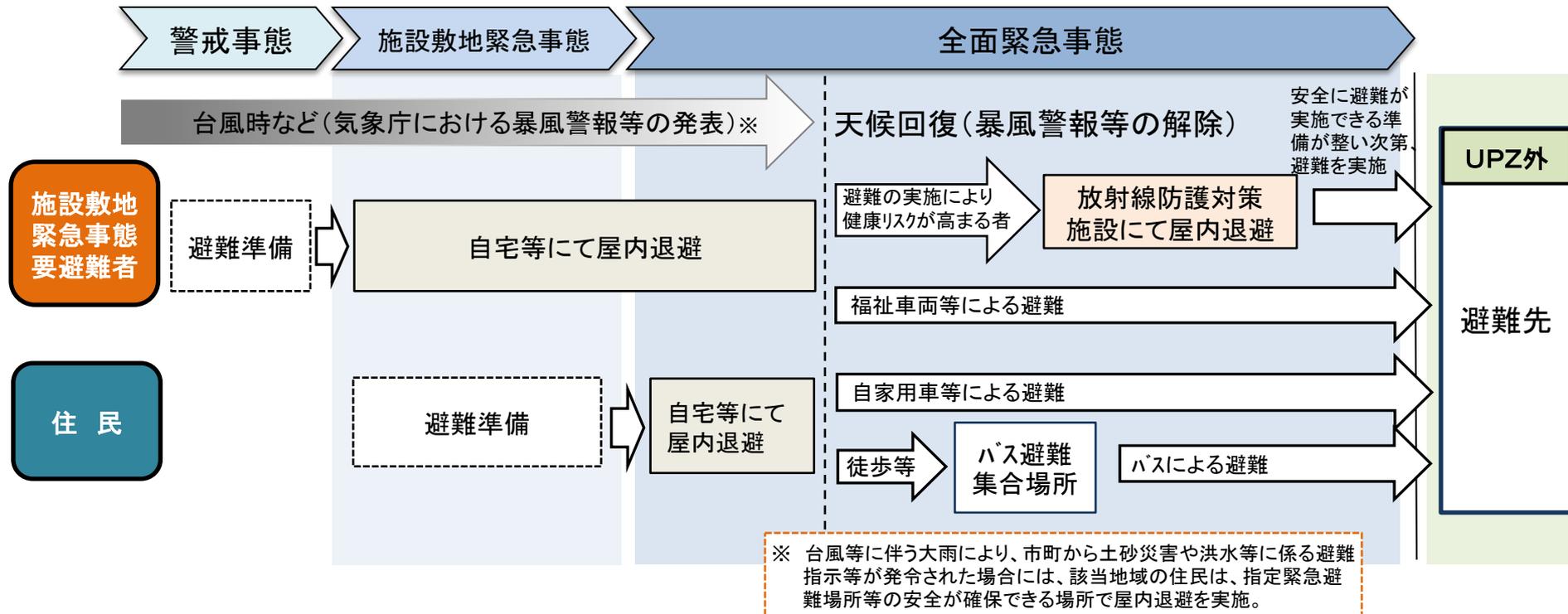
※2 自宅が津波による被害を受けていない住民は、自宅にて原子力災害に係る避難準備を実施し、その他の住民は津波に係る指定緊急避難場所等で原子力災害に係る避難準備を実施。

※3 バス避難集合場所は、津波に係る指定緊急避難場所等にもなっている場合がある。

台風襲来時などにおけるPAZの防護措置

- ▶ 台風襲来等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- ▶ なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び鹿児島県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

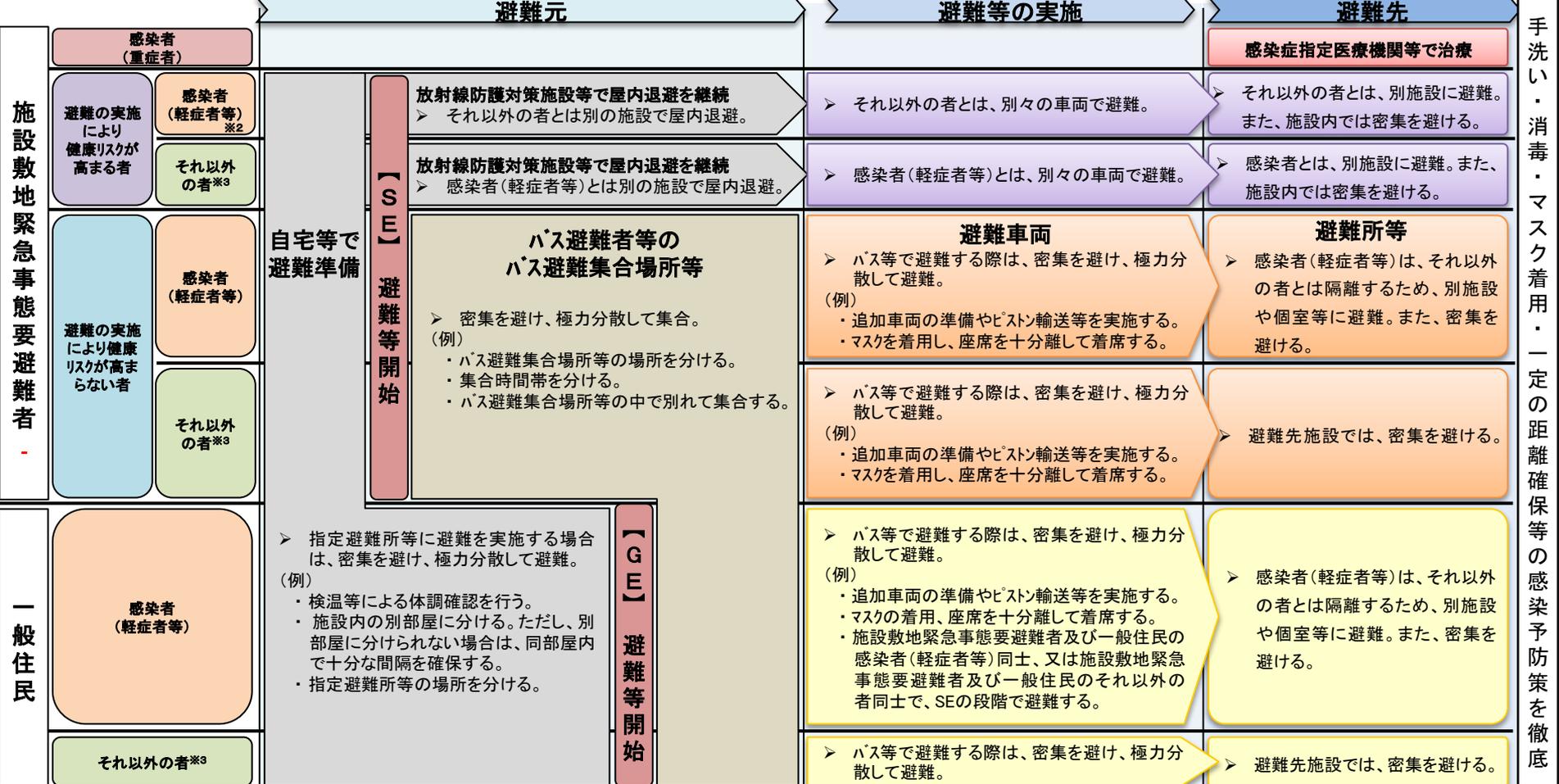
<全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



感染症※1の流行下でのPAZの防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のインフルエンザ。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。
 ※4 避難先施設で密集が発生するおそれがある場合は、他の避難先に「それ以外の者」の受入れについて協力を依頼する。

5. PAZの全面緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ内の住民数及び避難先

- 薩摩川内市の4地区（さつませんだいし 滄浪地区、そうろう 寄田地区、よりた 水引地区、みずひき 峰山地区）住民の避難先については、かごしまし 鹿児島市内の7施設に避難先を確保。
- 4地区における避難先については、普段から避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内の人口	
<small>そうろう</small> 滄浪地区	311人
<small>よりた</small> 寄田地区	172人
<small>みずひき</small> 水引地区	2,059人
<small>みねやま</small> 峰山地区	1,075人
合計	3,617人

※1 令和7年4月1日現在
 ※2 「PAZ内の人口」は、施設敷地緊急事態要避難者の人数を含めたもの。



(凡例)
 ● : 避難先施設

鹿児島市

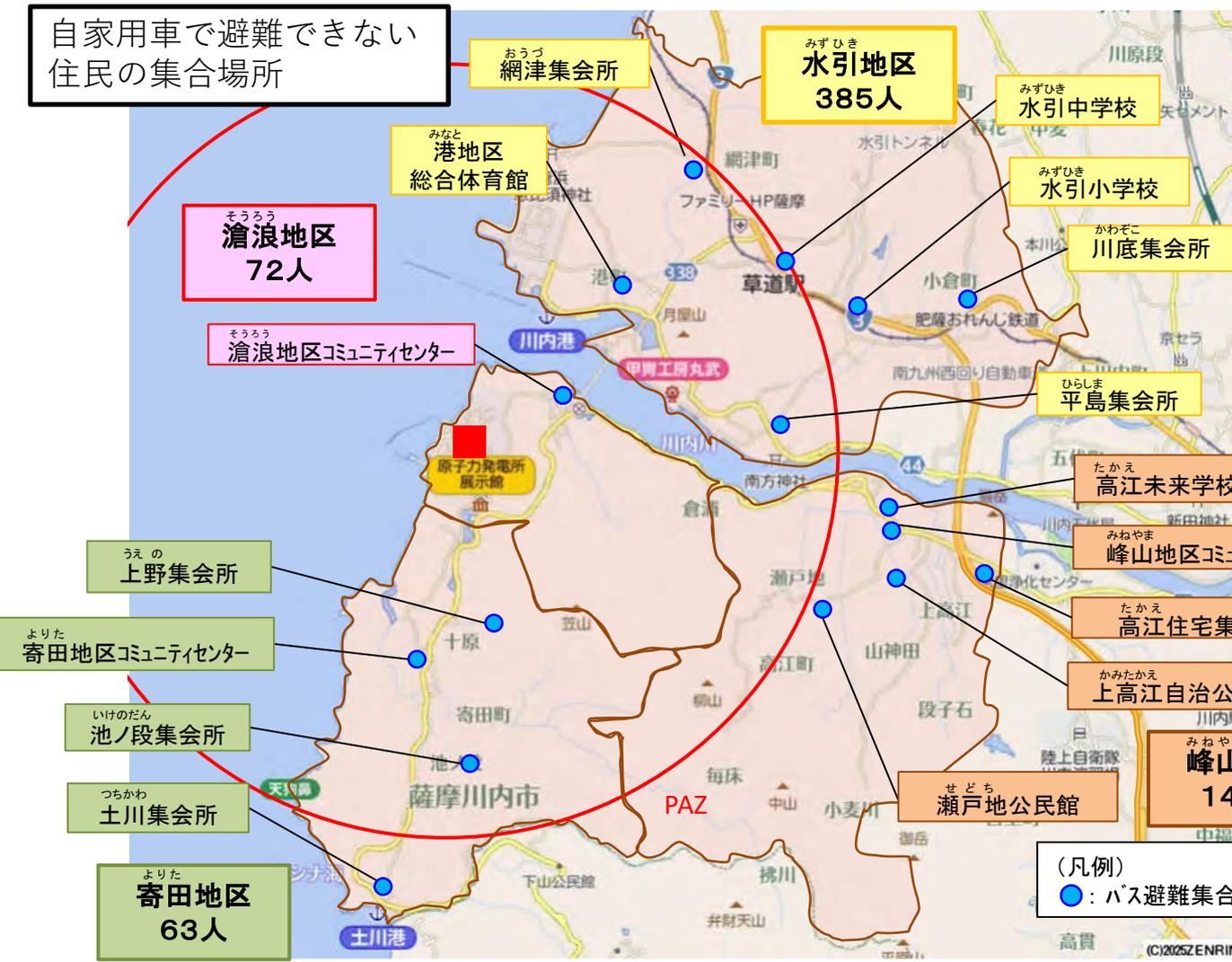
避難元	避難先
<small>そうろう</small> 滄浪地区	・総合体育センター武道館
<small>よりた</small> 寄田地区	・鹿児島県文化センター (<small>ほうざん</small> 宝山ホール)
<small>みずひき</small> 水引地区	・鹿児島県文化センター (<small>ほうざん</small> 宝山ホール) ・かごしま県民交流センター (カイクス交流センター) ・県立図書館本館
<small>みねやま</small> 峰山地区	・鹿児島盲学校体育館 ・開陽高校体育館 ・かごしまみなみ 鹿児島南高校体育館

- <避難方法>
- ① 自家用車
 - ② 近所の方の自家用車に同乗
 - ③ バス避難集合場所からバス等

自家用車で避難できない住民の数

➤ 自家用車で避難ができない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で、避難所へ避難。

自家用車で避難できない住民の集合場所



地区	PAZ内の人口	バス避難者数
そうろう 滄浪地区	311人	72人
よりた 寄田地区	172人	63人
みずひき 水引地区	2,059人	385人
みねやま 峰山地区	1,075人	146人
合計	3,617人	666人

※過去に実施した薩摩川内市による戸別訪問調査の結果から、自家用車で避難できない住民の割合を算出した結果は18.4%で、PAZ内人口3,617人のうち666人。

(凡例)
●：バス避難集合場所

全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民666人分、バス23台。
- 鹿児島県は、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」※1に基づき、県内のバス会社から必要となる輸送手段を確保。
- 車両及び運転者については、「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

※1 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会（協力事業者26社）が、平成27年6月26日に締結

＜全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※2	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	666人	23台	・1台のバスが複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

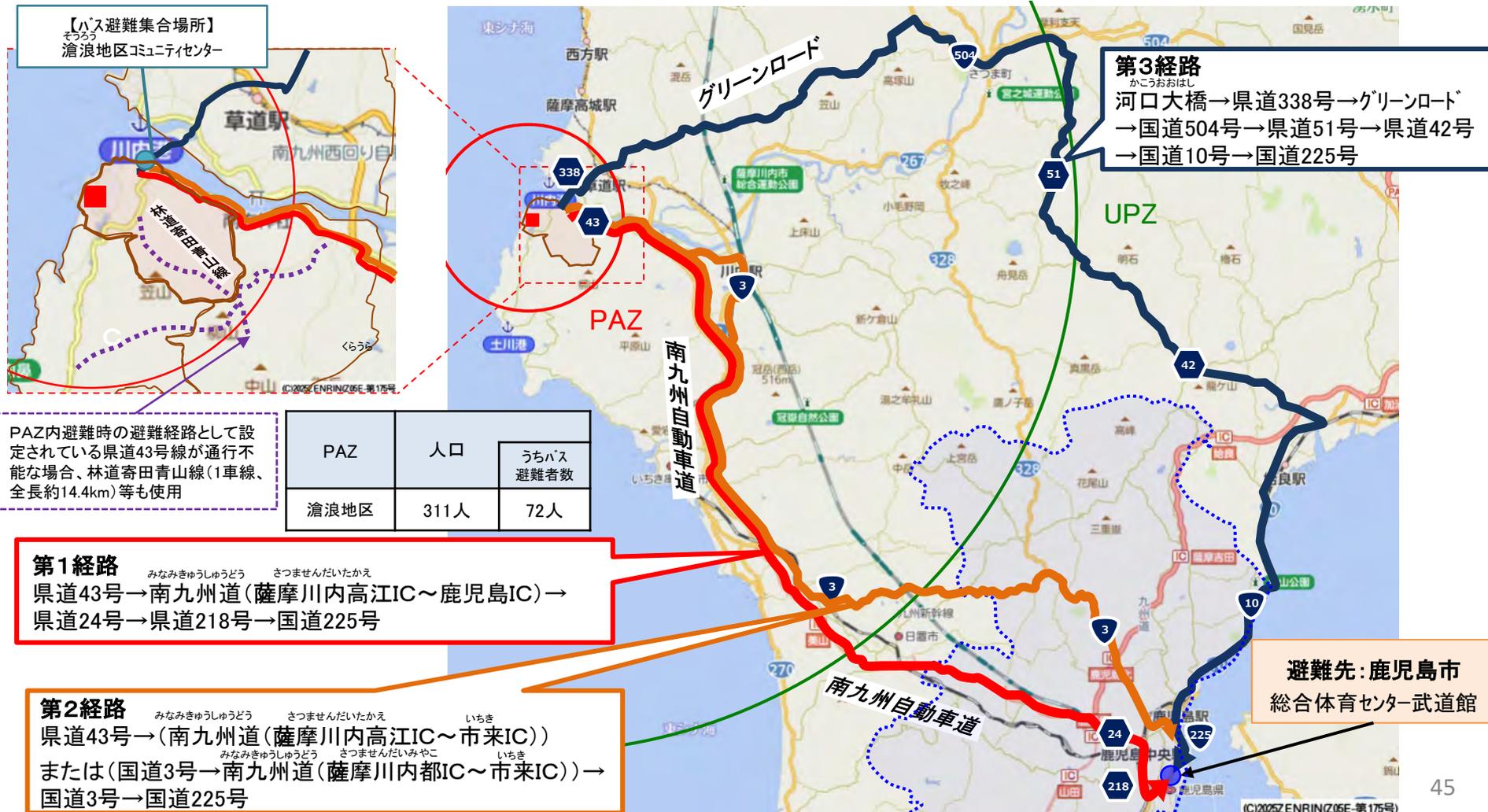
＜全面緊急事態での輸送能力の確保＞

	確保車両台数	備考
	バス	
(A)必要車両台数	23台	
(B)車両確保台数	合計23台	
九州電力(株)が配備する車両(B1)	7台	保有車両台数 ・バスは、地元バス会社所有 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難時に使用した車両を再利用することを想定
鹿児島県(協定に基づき調達) (B)－(B1)	16台	保有車両台数 バス:約1,400台

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

そうろう 滄浪地区から避難先施設までの経路

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



よりた 寄田地区から避難先施設までの経路

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。



みずひき 水引地区から避難先施設までの経路

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

第1経路

みなみきゅうしゅうどう さつませんたいみずひき
 県道338号→国道3号→南九州道(薩摩川内水引IC～鹿児島IC)→県道24号→国道225号→県道216号→県道214号→国道58号

第2経路

(県道338号または県道44号)→国道3号→
 (みなみきゅうしゅうどう さつませんたいみやこ
 (南九州道(薩摩川内都IC～市来IC)または
 (県道42号→国道328号))→国道3号→国道10号

第3経路

((県道44号→県道338号)または国道3号)→
 ((グリーンロード→国道328号)または(国道3号
 →国道267号))→国道504号→県道56号→
 県道55号→国道10号

PAZ	人口	うちバス避難者数
		みずひき 水引地区



峰山地区から避難先施設までの経路

- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等でバス避難集合場所に集まり、鹿児島県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

PAZ	人口	うちバス避難者数
みねやま 峰山地区	1,075人	146人



第3経路
 県道43号→国道3号→国道267号→
 国道504号→県道51号→県道42号→
 国道10号→国道225号→県道20号

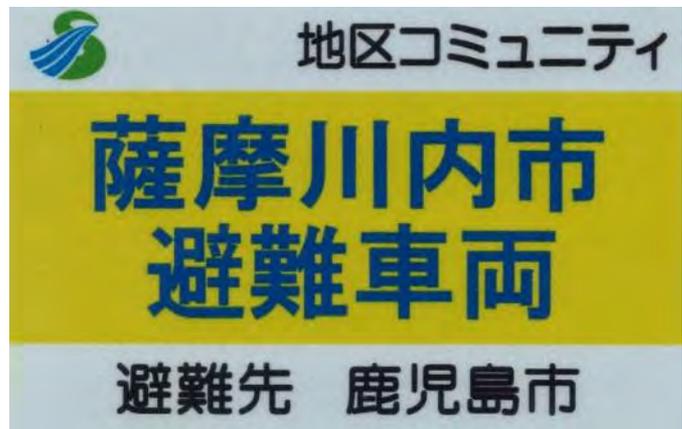
第1経路
 県道43号→南九州道(薩摩川内高江IC～鹿児島IC)
 →指宿有料道路(鹿児島IC～谷山IC)→県道20号

第2経路
 県道43号→(南九州道(薩摩川内高江IC～市来IC)または国道3号)
 →国道270号→県道22号→県道20号

避難先:鹿児島市
 鹿児島盲学校体育館
 開陽高校体育館
 鹿児島南高校体育館

避難を円滑に行うための対応策②

- 薩摩川内市では、PAZの4地区における自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民へ避難車両を識別するための「避難車両シール」を配布。
- 鹿児島県及び関係市町では、自家用車による避難誘導を適切に行うため、避難誘導のための案内板を緊急時に避難経路上に設置。
- 薩摩川内市は、地区ごとの避難経路図を作成し、薩摩川内市内の各戸に配布済。
- 鹿児島県は、「原子力だより」等による広報活動を実施。「原子力だより」では、原子力防災の取組みや川内原子力発電所周辺の環境放射線の調査結果などを紹介し、年3回程度発行。



避難車両シール



薩摩川内市が全戸配布している
避難経路図



原子力だよりかごしま
を年に3回程度発行

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

- 自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、関係市町の避難計画において決められている受入先市町を避難先候補(合計803施設・受入可能人数約22万人)として、鹿児島県が調整のうえ避難先を決定する。
- 不測の事態により、避難計画において受入先と決められている市町が避難先にできない場合は、鹿児島県が県内の受入先以外の市町村等とも調整のうえ、避難先を決定する。



避難計画で定められている受入先市町

避難元市町	受入先市町
薩摩川内市	鹿児島市
	垂水市
	曾於市
	霧島市
	南さつま市
	始良市
	湧水町
	薩摩川内市
	鹿児島市
	枕崎市
いちき串木野市	鹿児島市
	枕崎市
	指宿市
	南九州市
阿久根市	伊佐市
	始良市
	長島町
	熊本県芦北町
	熊本県津奈木町
鹿児島市	鹿児島市
出水市	霧島市
	伊佐市
	熊本県水俣市
出水市	出水市
日置市	南さつま市
日置市	日置市
始良市	始良市
さつま町	鹿児島市
	霧島市
	さつま町
長島町	長島町